高病原性鳥インフルエンザ死亡野鳥等調査　検査基準

令和８年11月６日現在

発生状況と対応レベル		検査優先種１	検査優先種２	検査優先種３	その他の種
早期警戒期間 （９月～１０月）		1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
対応 レベル1	通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応 レベル2	国内単一箇所発生時 （近隣国発生時）	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
対応 レベル3	国内複数箇所発生時 （近隣国発生時）	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
	鳥種	(カモ目カモ科) シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ コクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ ヒドリガモ オナガガモ コガモ キンクロハジロ (カイツブリ目カイツブリ科) カイツブリ カンムリカイツブリ (ツル目ツル科) マナヅル タンチョウ ナベヅル (チドリ目カモメ科) ユリカモメ ウミネコ (タカ目タカ科) クマタカ オジロワシ ノスリ オオタカ (ハヤブサ目ハヤブサ科) ハヤブサ ※重度の神経症状が観察された野鳥全般	(カモ目カモ科) マガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ (タカ目タカ科) オオワシ ツミ トビ (フクロウ目フクロウ科) フクロウ シマフクロウ (カイツブリ目カイツブリ科) アカエリカイツブリ (チドリ目シギ科) ハマシギ (チドリ目カモメ科) セグロカモメ オオセグロカモメ (チドリ目ウミスズメ科) ハシブトウミガラス ウミガラス ケイマフリ ウミスズメ エトロフウミスズメ ウトウ (アビ目アビ科) オオハム (ペリカン目トキ科) クロツラヘラサギ (スズメ目カラス科) カケス	①検査優先種１以外全種 (ツル目ツル科) (ハヤブサ目ハヤブサ科) チョウゲンボウ等 ②検査優先種１・2以外全種 (カモ目カモ科) カルガモ等 (カイツブリ目カイツブリ科) ハジロカイツブリ等 (チドリ目カモメ科) (タカ目タカ科) ③検査優先種2以外全種 (フクロウ目フクロウ科) コミミズク等 (チドリ目ウミスズメ科) (アビ目アビ科)	検査優先種１～３以外の鳥種すべて

・対応レベルは、高病原性鳥インフルエンザの発生状況に応じて、環境省が設定。

・環境省は、高病原性鳥インフルエンザの感染が見込まれた段階で発生地周辺（半径10km以内を基本）を野鳥監視重点区域に指定する。県では、区域内の野鳥の監視を強化。

※注意：重度の神経症状が観察された野鳥全般は検査優先種１で対応

※基準に該当しないもの、また、基準に該当していても次の場合は検査を行いません。
素手で触らず、ビニール袋に入れて、各自治体の区分に従ってごみとして処分してください。

・死因が明らかに外傷である場合（ガラスへの衝突、動物に襲われた等）
・死後日数が経過して明らかに腐敗・変質している場合
・死体が水に浸かっている場合
・死体が乾燥している場合